

## A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業 委託業務受託候補者選定審査実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業委託業務」(以下、「本業務」という。)に係る企画提案の審査及び受託候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2 選定機関

企画提案の審査及び受託候補者の選定は、「A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業委託業務受託候補者選定委員会」(以下、「委員会」という。)において行う。

### 3 組織

委員会は、委員長及び委員をもって組織することとし、別表1に掲げる者をもってあてる。

### 4 審査の方法

企画提案の審査及び受託候補者の選定は、次の方法による。

#### (1) 評価・採点

各委員は、別表2「評価項目及び配点」に基づいて、書面により企画提案の評価・採点を行う。

#### (2) 選定

ア 企画提案書の内容について、上記4(1)により評価・採点し、得点の合計が300点以上(※)であった者のうち、最も高い得点の1者を受託候補者として選定する。

※ 委員5名×(100点満点×0.6) = 300点

イ 上記アの結果、最高得点の者が複数名あった場合は、委員会の協議により、過半数の推薦をもって当該複数名の中から1者を選定する。

ウ 提案事業者が1者のみであった場合は、得点の合計が300点以上であることをもって受託候補者として選定する。

エ 県は、受託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該受託候補者を、契約の相手方と決定する。

### 5 庶務

委員会の庶務は、福岡県環境部産業廃棄物監視指導課において処理する。

## 6 補足

この要領に定めるもののほか、企画提案の審査及び受託候補者の選定に必要な事項は、本業務の主務課長である産業廃棄物監視指導課長が別に定める。

(別表1) 省略

(別表2) 評価項目及び配点

	評価項目	配点
1	<p>提案事業者の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。</li> <li>・ 委託業務を遂行する能力を有しているか。(類似した事業の実績など)</li> </ul>	10点
2	<p>提案の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業務の目的を理解した提案となっているか。</li> <li>・ 業務遂行のために必要な体制(配員、業務分担)、スケジュールとなっているか。</li> </ul>	15点
3	<p>提案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務仕様書5(1)ア～キで示す機能を有しているか。</li> </ul>	20点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撮影端末の台数や検証方法は工夫を凝らしたものとなっており、かつ妥当な内容となっているか。</li> <li>・ 協力企業の開拓や市町村説明会の方法は、効果的な内容となっているか。</li> </ul>	10点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報やプライバシーの保護の方法は、妥当なものとなっているか。</li> </ul>	10点
4	<p>経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度の費用は妥当で、費用対効果に優れたものとなっているか。</li> <li>・ 次年度以降に要する経費(システム利用料など)は、妥当なものとなっているか。</li> </ul>	25点
5	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容は具体的かつ分かりやすく示されているか。</li> <li>・ 委託業務を行う上で、適切な情報管理が行える体制となっているか。</li> </ul>	10点